

JESCO 北海道事業所 ISO 14001 ニュース NO.6

ISO 14001 : 「EMS (環境マネジメントシステム)」

運用状況を紹介します - その3。

1. EMSの運用について

JESCO北海道事業所では、運転会社MEPS(室蘭環境プラントサービス株)と共に環境マネジメントシステムの国際規格:ISO 14001 認証取得に向けた活動を本年度より開始し、EMSの構築と共に、PCB廃棄物処理事業を行う中で**取り組むべき環境課題(環境目的・環境目標)**を設定し、活動を「**環境管理計画書**」に具体化してきました。

「環境汚染事故災害ゼロ」、「有害化学物質排出抑制」、「省資源・リサイクル推進」、「地球温暖化対策」など多岐に渡る目標を各担当部署で分担し、活動を進めています。

9月1日～3日にかけて、私達のEMS活動・運用状況を相互に監査しあい、不具合点、改善すべき点を発見し継続的な改善に繋げる目的で、『**内部環境監査**』を実施しました。

2. EMS活動の紹介 -2: 内部環境監査

所長が指名した内部監査リーダーの下、北海道事業所、本社環境安全事務局、MEPSから計8名の内部環境監査チームが編成されました。ISO規格4.5.5「内部監査」の要求事項を具体化した内部環境監査の手順に則り、7月末から準備を進めてきました。

環境管理責任者、JESCO各課、MEPSに加え、道外の営業業務を行う営業課東京事務所の7グループが被監査部署となり、部署の活動、環境影響、運用内容に応じたプログラムに従って環境監査を受けました。

EMS構築・全部門を統括する環境管理責任者の監査に始まり、最終会議で監査結果概要を監査リーダーから報告を受けるまで、初めてのEMS監査でもあり戸惑いもありましたが、ISO14001規格や「環境マニュアル」の決め事が要求通り実施されているかを中心に監査が進められました。



結果として、

指摘事項(軽微な不適合): 4件
 観察事項(リマーク) : 6件
 要望・提案(レベルアップ余地): 20件
好事例(他の参考となる事項): 6件



「**指摘事項**」は、規格の理解不足、環境マニュアルへの不適合、文書作成の進捗管理不足であり、**被監査部署は不適合発生の原因調査、是正計画を作成して、是正処置報告書を作成し、是正処置完了と処置の有効性の確認までを監査リーダーがフォローする仕組み**としています。

3. EMS活動の紹介 -3: 部署によるEMS関係教育 (MEPS)

運転会社MEPSは、北海道PCB廃棄物処理施設の処理プラント及び付帯設備の運転業務を担っています。PCB廃棄物の受入、検査、PCB油抜油、廃棄物解体、洗浄、無害化処理、卒業判定分析、無害化物払出しなど多岐に渡る業務を行っており、これらの業務マニュアル(作業要領書)は種類、物量とも多くの書類となっています。

EMSの導入に伴い、「作業要領書管理標準」を定め、本来必要な最新版の作業要領書がレビューされ、識別され、必要なところで使用可能である状態を維持するために、従業員への教育活動を進めています。

従来から「作業標準化」は実施されていますが、スタッフからEMS構築と文書管理 (ISO規格4.4.5) の重要性に係る説明を受け、不明点を討議し各人が理解しながら作業を進めていくことは、従業員各人の「環境上の自覚」教育にも繋がり、EMSの構築が着実に進められていることが伺われます。



4. EMS活動の紹介 -4: 部署によるEMS活動 (安全対策課)

JESCO安全対策課は、従来よりPCB廃棄物処理施設への入構者全員に対し「入構者安全教育」を実施し「PCB安全講習終了証」を手交してきました。教育目的に始まり、PCBの性質や有害性、保護具の着用義務、施設内での暴露防止、汚染拡散防止のための手順、汚染物持出し防止、二次廃棄物の廃棄要領、危険予知励行等の教育を実施し、安全な施設内業務を実施していただいています。



ISO規格「4.4.6 運用管理」で、請負・供給者への適用可能な手順・要求事項の伝達も規定されており、本年度6月の定期点検以降、当事業所の「環境安全方針」も手交することで、EMS運用への協力を要請しています。

5. 外部認証審査 について

7月16日に認証審査を依頼している審査機関による事前訪問調査がありました。今後、審査を担当される審査官が、提出した事前調査書を元に事業所の設備、周辺環境を見学し、環境影響評価に使用した受入PCB廃棄物量、副資材、エネルギーの使用量、従業員構成、業務内容等を元に本審査のプログラムを検討されます。外部審査は第一段階、第二段階(2月)の2ステージで計画されており、



第一段階審査は11月16・17日の二日間で実施されます。審査プログラムが届き次第、各部署関係者へお知らせし、受審対応準備を進めます。

ISO14001規格と「環境マニュアル」教育、EMS自覚教育を継続し、一人一人が実践・継続的な改善をする事により、「PCB廃棄物処理事業が安全で地球環境保全に資する事業」であることを全ての利害関係者に知っていただき、最適な成果をもたらす体制を構築していきましょう。

今後もISO活動状況、他事業所情報等を「ISO14001ニュース」としてお知らせいたします。

以上

JESCO 北海道事業所 ISO14001 ニュース NO.7

ISO14001 : 「EMS (環境マネジメントシステム)」

運用状況を紹介します - その4。

1. EMSの運用について

JESCO北海道事業所では、運転会社MEPS(室蘭環境プラントサービス株)と共に環境マネジメントシステムの国際規格:ISO14001認証取得に向けた活動を継続しています。

「環境汚染事故災害ゼロ」、「有害化学物質排出抑制」、「省資源・リサイクル推進」、「地球温暖化対策」など多岐に渡る目標を各担当部署で分担し、活動を進めています。

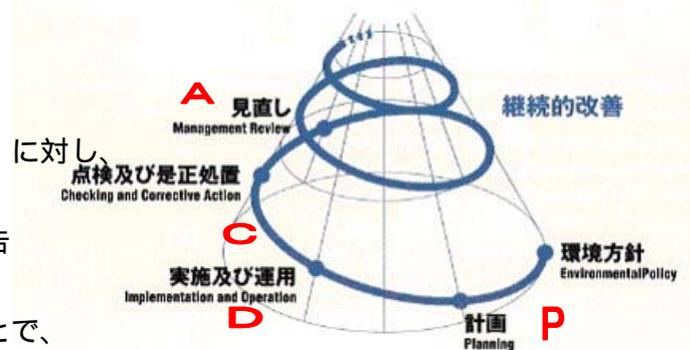
ニュースNo.7では、10月18日に実施された『マネジメントレビュー』を中心に個別部署のEMS活動と外部機関による認証審査についてご紹介します。

2. EMS活動の紹介 -5: マネジメントレビュー ISO規格 4.6

JESCO北海道事業所のEMS運用開始から5ヶ月が経過し、初年度の運用経過を内部環境監査でチェックして、不適合、観察・要望事項の是正処置、改善計画が立てられ、監査リーダーが所長へ監査結果を報告しました。運用状況、法規制順守状況、外部・内部コミュニケーションを行ってきた結果等をまとめ、10月18日に環境管理責任者・環境事務局から事業所長にご説明しました(INPUT情報)。

ISO14001規格で、EMSはPDCAを回し、継続的改善を図ることが求められています。

年度当初に作成した環境管理計画(P.L.A.N)に対し、環境管理責任者によるEMS運用結果(D.O)、監査リーダーによる監査結果(C.H.E.C.K)報告を受け、事業所長がトップマネジメントとして、具体的な見直し(A.C.T.I.O.N)指示をすることで、『継続的改善』を達成することが出来ます。



「環境マニュアル」がISO14001規格に適合し、決め事通り運用されているか、また、事業目的であるPCB廃棄物処理が円滑に進められ、利害関係者も満足する活動となっているかという観点から事業所長のレビューが実施されました。レビュー結果は、10月29日の環境安全推進委員会で、所長より事業所全体に周知されました。

「環境方針の改訂の要否」・・・必要なし

「環境目的・目標の変更要否」・・・必要なし

「その他EMSの文書類の改訂の要否」・・・様式6「法的要求事項」の改訂が必要

* その他事業所長の指示

1)各部署でのEMS教育で必要事項を周知し、教育記録を作成のこと。

2)環境マニュアルは年度末に改訂し、正誤表の運用でEMSを修正すること。

3. EMS活動の紹介 -6: 部署によるEMS活動(総務課)

総務課は、PCB廃棄物収集運搬事業者の入門許可申請を受け、申請書の審査を実施して入門許可証を交付しています。受入基準と入門許可要綱を満たしている収集運搬事業者のみが、PCB廃棄物を運搬し、JESCO北海道事業所への搬入が可能となっています。

本年6月に保管事業者からJESCO北海道事業所へのPCB廃棄物の運搬を委託された収集運搬事業者が、緊急時に使用する保護具等の必須携行品の一部が不携帯であったとの情報を受けました。

収集運搬事業者の審査後にも、実運用の中での携行品の確認と指導が必要であると判断し、事業所でのPCB廃棄物受入段階での収集運搬業者携行品確認のヒアリングと不備があった場合の指導を行っています。PCB廃棄物処理事業を安全で円滑に推進させるために本活動を開始しました。



4. EMS活動の紹介 -7: 不適合の是正 4.5.3(安全対策課)



EMSの運用は、環境マニュアルに定めた手順を運用し、自らが活動上の問題点を発見し、是正して再発防止を行うことが、継続的改善に繋がると、私たちは考えています。

私たちJESCO北海道事業所の「環境マニュアル」4.5.3には、「不適合」の定義が明確にされています。

自らが計画した環境管理計画から逸脱することも不適合として抽出し、是正処置・再発防止措置を取ることとしています。

安全対策課で作成した「環境管理計画書」からEMS活動が大きく遅れている事が課内会議の中で問題点として抽出されました。また、内部環境監査でコミュニケーションに係る手順の理解不足により、管理すべき文書の所在が不明となる事態も発見されたため、安全対策課長が教育資料を作成し、所長以下、所内の関係者に対して不適合事例と、コミュニケーションのルール(環境マニュアルで定めた手順)教育を実施し、自部署の不適合是正と事業所全体への予防措置を取りました。

5. 外部認証審査 について: 第一段階審査

11月16日・17日に認証審査を依頼している審査機関(高圧ガス保安協会ISO審査センター:KHK)による第一段階審査を受審します。提示された審査プログラム(案)を事業所長が承諾し、審査プログラムが決定されました。

第三者機関から、私たちJESCO北海道事業所が構築してきたEMSが、ISO14001規格に整合し、確実な運用がなされているかを審査される初めての機会となります。

審査は第一段階、第二段階(2月予定)の2ステージで計画され、第一段階では、ISO14001規格と環境マニュアル・EMSの整合性、手順通りの運用実施確認が中心となります。



ISO14001規格と「環境マニュアル」教育、EMS自覚教育を継続し、一人一人が実践・継続的な改善をする事により、「PCB廃棄物処理事業が安全で地球環境保全に資する事業」であることを全ての利害関係者に知っていただき、最適な成果をもたらす体制を構築していきましょう。

今後もISO活動状況、他事業所情報等を「ISO14001ニュース」としてお知らせいたします。

以上

JESCO 北海道事業所 ISO 14001 ニュース NO.8

ISO 14001 : 「EMS (環境マネジメントシステム)」

運用状況を紹介します - その5。

1. EMSの運用について

JESCO北海道事業所では、運転会社MEPS(室蘭環境プラントサービス株)と共に環境マネジメントシステムの国際規格: ISO 14001 認証取得に向けた活動を継続しています。

「環境汚染事故災害ゼロ」、「有害化学物質排出抑制」、「省資源・リサイクル推進」、「地球温暖化対策」など多岐に渡る目標を各担当部署で分担し、活動を進めています。

ニュースNo. 8では、11月16日~17日に実施された『外部審査結果』についてご紹介します。外部審査は、第一・第二段階の2ステージで実施されます。

2. 外部認証審査(第一段階審査)(高圧ガス保安協会 ISO審査センター 11/16・17)

JESCO北海道事業所のEMS運用開始から7ヶ月が経過し、内部環境監査とマネジメントレビューを終え、11月16、17日に外部審査機関(KHK ISO審査センター)より2名の審査員をお迎えし、第一段階本審査が実施されました。

朝一番に事業所長以下、総務・営業・安全対策・運転管理課、MEPSのEMS推進責任者と担当者が集合し、全体審査前会議が開催されました。



全体審査前会議



受審責任者インタビュー

双方の自己紹介、

審査員から審査対象範囲・適用規格・審査される環境マニュアルのVer.の確認、不適合の説明、審査全体スケジュールの説明を受け、各個別審査に入りました。

(1)受審責任者インタビュー

受審責任者であり、ISO14001 規格の「トップマネジメント」として環境安全実施統括者(吉本所長)がインタビューを受けました。事前に審査規格項番が指定されましたが、事業所トップとして、事業進捗状況、これまでのトラブルと対応の説明、「環境安全方針」制定に係る考慮事項、室蘭市民の認識・関心ごと、マネジメントレビューの内容と事業所トップとしての指示事項、指示事項の実施フォローの方法等、環境マニュアルと資料を交えて、詳細にご説明され、約45分間のインタビューが終わりました。

所長インタビューを踏まえ、具体的な各部署の審査が実施されました。

(2) 第一段階審査 1日目 (環境管理責任者・環境事務局・安全対策課、運転管理課)

北海道事業所全体の審査として、「環境管理責任者・環境事務局・安全対策課」が午前・午後
に渡る2時間半の審査を受けました。 **重点的に4.3.1：環境側面、4.3.2：法的及びその他の
要求事項、4.4.3：コミュニケーション、4.4.6：運用管理、4.5.3：順守評価、4.5.5：内部監
査とEMSの根幹に係る規格項番**についての質疑が行われました。 システムの構築について



は概ね問題無しとの評価を頂き、**法的順守評価の手順**について指導を受けました。

その後、審査チーム1が運転管理課、チーム2が総務課の審査を約2時間半実施しました。

- ・ 運転管理課は、**オンラインモニタリングの緊急事態の**

運用への工夫と「重大環境汚染事故災害ゼロ」の環境目的、目標への関与についての指導を受けました。

- ・ 総務課は、文書の承認ルールへの適合、**新設浄化槽の環境側面の抽出と影響評価の不備、事務作業に係る省資源・省エネを環境目的・目標として掲げ活動**することについての指導を受けました。

(3) 第一段階審査 2日目 (MEPS、営業課、現場確認、全体審査後会議)



審査二日目は、チーム1がMEPS、チーム2が営業課を2時間半審査し、午後から処理棟内の現場確認を実施しました。

- ・ MEPS は、**環境側面調査での漏洩に関する抽出、処理物の評価(重量/台数)の統一、トラブル再発防止、改善提案の質的評価、「設備・作業トラブル・不具合情報」への再発防止教育の実施、記載等の指導**を受けました。



- ・ 営業課は、説明会の**資料等省資源活動、間接的側面抽出・評**

価方法の工夫、教育訓練での力量評価、内部監査指摘事項への対応の指導を受けました。

3. 外部認証審査 (第二段階審査) について

審査の結果、**7項目の懸案事項**の報告を受けましたが、**第二段階審査への移行は可能との判断**をいただきました。 2011年2月2日～4日に第二段階審査を受審します。第二段階審査では、EMSの構築、運用状況をISO14001規格、環境マニュアルに従いなされているかを中心に審査され、営業課東京事務所の審査、個人へのインタビューも実施されます。一人一人が実践・継続的な改善をする事により、「PCB廃棄物処理事業が安全で地球環境保全に資する事業」であることを全ての利害関係者に知っていただき、最適な成果をもたらす体制を構築していきましょう。



今後もISO活動状況、他事業所情報等を「ISO14001ニュース」としてお知らせいたします。 以上